

蟹江町介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語は、この要綱において定めるもののほか、法、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36条。以下「省令」という。）及び介護予防・日常生活支援総合事業の適切かつ有効な実施を図るための指針（平成27年厚生労働省告示第196号）の例による。

(事業の目的)

第3条 総合事業は、地域の実情に応じて、住民等の多様な主体の参画の下で地域の支え合い体制づくりを進め、高齢者が住み慣れた地域の中で生活することに対し効果的かつ効率的な支援等が受けられる地域づくりを行うことを目的とする。

(事業構成及び内容)

第4条 町長は、総合事業として、次に掲げる事業を行う。

- (1) 介護予防・生活支援サービス事業（第1号事業）
 - ア 訪問型サービス（第1号訪問事業）
 - イ 通所型サービス（第1号通所事業）
 - ウ 介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防支援事業）
- (2) 一般介護予防事業
 - ア 介護予防把握事業
 - イ 介護予防普及啓発事業
 - ウ 地域介護予防活動支援事業
 - エ 一般介護予防事業評価事業

オ 地域リハビリテーション活動支援事業

2 前項各号に掲げる事業の内容は、別表に定めるとおりとする。

(対象者)

第5条 前条第1号の事業の対象者は、次の各号のいずれかに該当する被保険者とする。

(1) 居宅要支援被保険者

(2) 省令第140条の62の4第2号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準（平成27年厚生労働省告示第197号）に定める基本チェックリスト（様式第1号。以下「基本チェックリスト」という。）の質問項目の回答により当該事業の対象者として判定された者（以下「事業対象者」という。）

2 前条第2号の対象者は、全ての第1号被保険者及び当該サービス等に関わる者とする。

(総合事業の実施方法)

第6条 町長は、総合事業について、町が直接実施するもののほか、次に掲げる方法により実施できるものとする。

(1) 指定事業者及び地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）附則第13条に規定する指定事業者の指定を受けたものとみなされる者による実施

(2) 法第115条の47第4項に規定する委託

(3) 省令第140条の62の3第1項第2号に規定する補助

(利用手続)

第7条 サービスを利用しようとする事業対象者は、介護予防ケアマネジメント依頼（変更）届出書（様式第2号）に、次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

(1) 被保険者証

(2) 基本チェックリストの結果

2 前項に規定する利用の手続きは、事業対象者に代わって、当該者

に対して介護予防ケアマネジメントを行う地域包括支援センター等が行うことができるものとする。

(第1号事業支給費に係る支給限度額)

第8条 事業対象者の第1号事業支給費の支給限度額は、居宅介護サービス費等区分支給限度基準額及び介護予防サービス費等区分支給限度基準額（平成12年厚生省告示第33号）第2号イに規定する要支援1の介護予防サービス費等区分支給限度額とする。

(高額介護予防サービス費等相当事業)

第9条 町長は、高額介護予防サービス費相当事業及び高額医療合算介護予防サービス費相当事業（以下「高額介護予防サービス費等相当事業」という。）を実施することができる。

2 高額介護予防サービス費等相当事業の利用者負担段階及び負担限度額等については、法第61条及び法第61条の2の規定を準用する。

(利用料)

第10条 総合事業の利用者は、総合事業に要した費用のうち、別表に定めるところにより利用料を支払わなければならない。

(指導及び監査)

第11条 町長は、総合事業の適切かつ有効な実施のため、総合事業を実施する者に対して指導及び監査を行うことができる。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、総合事業の実施に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 第7条の規定に基づく総合事業の利用手続は、この要綱の施行の日前においても、この要綱の規定の例により行うことができる。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

別表(第4条及び第10条関係)

種類	事業の種類	事業内容	利用料
第1号 訪問事業	訪問型サービス(みなし)(指定事業者)	介護予防訪問介護相当サービス	サービス費の1割、2割又は3割
	訪問型サービスA(指定事業者)	緩和した基準による生活支援サービス 週1回～3回	サービス費の1割、2割又は3割
	訪問型サービスB(委託事業者)	主に住民ボランティア等住民主体の自主活動として行う生活支援等の多様なサービス	町長が別に定める額
第1号 通所事業	通所型サービス(みなし)(指定事業者)	介護予防通所介護相当サービス	サービス費の1割、2割又は3割
	通所型サービスA(指定事業者)	緩和した基準による通所サービス 週1回～2回	サービス費の1割、2割又は3割
第1号 介護予防 支援事業	介護予防ケアマネジメントA	原則的なケアマネジメント	無料
	介護予防ケアマネジメントB	緩和されたケアマネジメント	無料
	介護予防ケアマネジメントC	初回のみケアマネジメント	無料
一般介護 予防事業	介護予防把握事業	相談業務等を通じ、支援を要する者を把握し、介護予防事業へつなげる	—
	介護予防普及啓発事業	介護予防活動の普及啓発を行う	—
	地域介護予防活動支援事業	地域における住民主体の介護予防活動の育成・支援を行う	—
	一般介護予防事業評価事業	介護保険事業計画に定める目標値の達成状況等の検証や一般介護予防事業の事業評価を行う	—
	地域リハビリテーション活動支援事業	地域において、リハビリテーションに関する専門的知見を有するものが自立支援を目的として助言等をする。	—

